

令和2年 第1回

大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和2年2月13日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

## 令和2年大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録目次

開 会	3
開 議	3
日程第1 会期の決定	4
日程第2 議第1号から議第12号まで一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決	4
○22番（斉藤 由美子君）	5
日程第3 陳情1件の上程 委員会付託	6
日程第4 委員長の報告、質疑、討論、採決	6
○22番（斉藤 由美子君）	7
日程第5 一般質問	8
○22番（斉藤 由美子君）	8
日程第6 会議録署名議員の指名	12
閉 会	12

# 令和2年大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会（第1号）

---

## 議 事 日 程（第1号）

令和2年2月13日 午後1時30分開会

- 第1 会期の決定
- 第2 議第1号 令和2年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算  
議第2号 令和2年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算  
議第3号 大分県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について  
議第4号 大分県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の全部改正について  
議第5号 大分県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例の全部改正について  
議第6号 大分県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の全部改正について  
議第7号 大分県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部改正について  
議第8号 大分県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の全部改正について  
議第9号 大分県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の全部改正について  
議第10号 大分県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の全部改正について  
議第11号 大分県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の全部改正について  
議第12号 大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 以上12議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第3 陳情1件の上程 委員会付託
- 第4 委員長の報告、質疑、討論、採決
- 第5 一般質問
- 第6 会議録署名委員の指名
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 議第1号 令和2年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算  
議第2号 令和2年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算  
議第3号 大分県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について  
議第4号 大分県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の全部改正について  
議第5号 大分県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例の全部改正について

- 議第6号 大分県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の全部改正について
- 議第7号 大分県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部改正について
- 議第8号 大分県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の全部改正について
- 議第9号 大分県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の全部改正について
- 議第10号 大分県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の全部改正について
- 議第11号 大分県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の全部改正について
- 議第12号 大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

以上12議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第3 陳情1件の上程 委員会付託

日程第4 委員長の報告、質疑、討論、採決

日程第5 一般質問

日程第6 会議録署名委員の指名

出席した議員（23人）

1番	横山弘康	2番	麻生良典
3番	森昭人	4番	小野仁
5番	堀田一則	6番	太田洋一郎
7番	神志那文寛	8番	川谷光紹
10番	河野正春	11番	井英昭
12番	塩崎雄司	13番	奥田富美子
14番	浅利美知子	15番	御手洗秀光
16番	居川太城	17番	千木良孝之
18番	小住利子	19番	榊田貢
20番	阿部真一	21番	堀嘉徳
22番	斉藤由美子	25番	長田教雄
26番	日小田良二		

欠席した議員（3人）

9番	渡辺雄爾	23番	大石祥一
24番	今山裕之		

出席した事務局職員

事務局書記長	川野洋史	事務局書記	高野正廣
総務課主査	加藤聡之	総務課主任	森山文明

説明のため出席した職員

広域連合長	佐藤 樹一郎	副広域連合長	長野 恭紘
副広域連合長	本田 博文		
事務局長	高橋 芳江	会計管理者	宮本 玄哲
総務課係長	植山 保彦	事業課係長	松田 広喜
事業課係長	吉野 聡	会計室長	阿部 弘子

---

## 議事の経過

---

### 開 会

○議長（長田 教雄君） 皆さん、こんにちは。ただいまから、令和2年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

午後1時30分開会

### 開 議

○議長（長田 教雄君） ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

午後1時30分開議

### 広域連合長挨拶

○議長（長田 教雄君） 初めに、広域連合長より発言の申し出がありますので、発言を許可します。

佐藤樹一郎広域連合長。

○広域連合長（佐藤 樹一郎君） （登壇）皆様、こんにちは。広域連合長の佐藤でございます。令和2年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、後期高齢者医療制度の現状について、御報告を申し上げます。

皆様方も既に御存じのように、国は昨年9月に、誰もが安心できる社会保障制度に関わる検討を行うことを目的に、全世代型社会保障検討会議を設置し、社会保障全般にわたって論議を続けておりますが、12月に公表された中間報告では、後期高齢者医療費の窓口負担割合を、これまでの原則1割から、一定所得以上は2割に引き上げることが明示されました。

窓口負担のあり方に関しましては、これまでも全国後期高齢者医療広域連合協議会が、その総意として現状維持を基本とするよう国に申入れを行ってきており、昨年も6月と11月に慎重な検討を求めて厚生労働大臣に要望書を提出したところでございます。

今後2割負担となる対象者の所得基準等について議論が行われることとなりますが、被保険者の生活に直接影響する問題でありますことから、その行方を注視していく必要がございます。

また、高齢者の特性を踏まえ、それぞれの状況に応じたきめ細かな対応を行うための高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施も本年4月からの開始が予定されていることから、体制の整備や関係機関との連携強化が急務となっております。

当広域連合では、後期高齢者の方々が安心して医療を受けられるよう今後とも適切で安定した事業運営に努めるとともに、制度運営上の懸案事項については全国協議会の場などを通じまして国に働きかけてまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

今定例会では、令和2年度広域連合予算案等を付議事項として提案しております。どうか慎重御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

---

#### 日程第1 会期の決定

○議長（長田 教雄君） 本日の議事はお手元に配付の議事日程により行います。

日程第1、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間とすることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

#### 日程第2 議第1号から議第12号まで一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（長田 教雄君） 次に参ります。

日程第2、本日提出されました議第1号から議第12号までを一括上程いたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

佐藤樹一郎広域連合長。

○広域連合長（佐藤 樹一郎君） （登壇）提出いたしました12議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議第1号令和2年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。厳しい財政状況の中、最小の経費で最大の効果を上げることを念頭に編成をいたしました。その結果、予算の総額は9億258万4千円となったところであります。

その主な内容は、歳入では、分担金及び負担金に構成市町村からの事務費負担金を8億3,737万4千円、繰入金に財政調整基金繰入金を6,508万2千円計上いたしております。

歳出では、総務費に2億5,218万6千円、民生費に特別会計事務費繰出金として6億4,423万7千円を計上いたしております。

次に、議第2号令和2年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてであります。医療費の伸びを考慮した上で保険料等の財源を確保することを基本に編成した結果、予算の総額は1,959億5,800万円となったところであります。

その主な内容は、歳入では、市町村支出金を306億6,240万8千円、国庫支出金を672億3,943万7千円、支払基金交付金を776億6,826万5千円計上いたしております。

歳出では、保険給付費の療養諸費に1,850億4,538万1千円、高額療養諸費に84億589万9千円、その他医療給付費に2億2,232万円、それぞれ計上いたしております。

次に、議第3号大分県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。これは地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するものであります。

次に、議第4号大分県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の全部改正、議第5号大分県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例の全部改正、議第6号大分県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の全部改正、議第7号大分県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部改正、議第8号大分県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の全部改正、議第9号大分県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の全部改正、議第10号大分県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の全部改正、議第11号大分県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の全部改正、以上8議案につきましては、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、当広域連合の一般職員の勤務条件等に関する条例を整備するものであります。

次に、議第12号大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。これは高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項及び第3項の規定に基づき、令和2、3年度の保険料の所得割率及び均等割額を定めたく、条例の一部を改正するものであります。

何とぞ慎重御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長田 教雄君） 以上で、議案に関する説明が終わりました。

議第1号から議第12号までの12議案につきましては質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） （登壇）22番、日本共産党の斉藤由美子です。

私は日本共産党を代表して、議第2号令和2年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算、議第3号大分県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての反対討論を行います。

初めに、議第2号についてです。

歳出1款1項1目一般管理費に、マイナンバーに関する予算が含まれております。日本国内で住民登録した全ての人に12桁の番号を割り振り、税や社会保障などの分野で個人情報の徹底、確認ができるようにするマイナンバーは、情報漏えいやカードの紛失、盗難への危惧も根強く、多くの国民が必要を感じていません。

安倍政権は、昨年10月からの消費税増税において、キャッシュレス決済によるカードの普及誘導を行い、増税対策の名目で多額の国費を浪費しています。今後は、医療機関窓口でマイナンバーカードを健康保険証としても使えるよう準備が進められておりますが、病院などでのカード利用は窓口対応を複雑にし、職員の多忙化に拍車を掛ける上、患者にとってもメリットはありません。マイナンバー制度に反対する基本的立場から、関連予算に反対いたします。

次に、議第3号についてです。

これは2017年に改定された地方公務員法及び地方自治法により、4月から施行となる会計年度任用職員の条例制定を行うものです。法改正によって期末手当などの支給が可能になる点は評価できますが、常時勤務を要する職に不安定な雇用形態を容認し、常勤の非正規雇用という新たな根拠を持ち込むのは問題です。

住民福祉の増進を担う公務労働の重要性は近年ますます高まり、複雑化、多様化、高度化しております。これらの諸課題に丁寧に向き合っていくためには、安定的で充実した正規雇用による継続した経験とスキルの向上こそ重要です。会計年度、つまり1年ごとの不安定雇用が容認され、非正規職員が便利な調整弁となることも危惧されます。

令和2年4月以降、会計年度任用職員に当たるプロパー職員は該当者なしとの説明を受けておりますが、制度そのものに反対する基本的立場から認められません。

以上の理由から、議第2号令和2年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算、議第3号大分県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について反対いたします。

○議長（長田 教雄君） 以上で討論を終結し、これより採決をいたします。

最初に、反対討論がありました議第2号令和2年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算及び議第3号大分県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、起立により採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（長田 教雄君） 起立多数であります。着席してください。よって、議第2号及び議第3号は、原案のとおり決定いたします。

次に、ただいま決定を見た案件を除く議第1号及び議第4号から議第12号までについて、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議第1号及び議第4号から議第12号までについては、原案のとおり決定いたしました。

---

### 日程第3 陳情1件の上程 委員会付託

○議長（長田 教雄君） 次に参ります。日程第3、陳情1件を上程いたします。

陳情1件は、お手元の陳情文書表のとおり、議会運営委員会に付託いたします。

それでは、陳情1件の審査を直ちに議会運営委員会で行うため、本会議をしばらく休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後2時8分再開

○議長（長田 教雄君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

---

### 日程第4 委員長の報告、質疑、討論、採決

○議長（長田 教雄君） 日程第4、先ほど議会運営委員会に付託いたしました陳情1件を議題とし、委員長の報告を求めます。

26番、日小田良二委員。

○議会運営委員長（日小田 良二君） （登壇）議会運営委員会の委員長の日小田でございます。

本会議におきまして当委員会に付託されました陳情1件につきまして、審査いたしました経過並びに結果の御報告を申し上げます。

陳情第1号75歳以上の医療費窓口負担2割化に反対する陳情についてであります。執行部より、

75歳以上の医療費の窓口2割負担に係る国における検討状況や、これに対する広域連合の取組などについて説明を受けた上で審査を行いました。

委員より、本件については、制度の根幹に関わる問題であり、執行部が扱うべき事案と考えられる。実際、広域連合の九州地域ブロック協議会でも全国協議会でも議論されており、平成28年11月以降、毎年2回、厚生労働大臣に対して同趣旨での要望活動を行っていることから、引き続き全国協議会を通じて活動することで国への申入れが行えるのではないかと。さらに、今後の国の動きを見ながら、必要があれば当広域連合で協議をし、九州地域ブロック協議会や全国協議会を通じて発信してはどうかといった意見があった一方で、当広域連合議会で意見書を作成し、執行部と同様の要望をすべきではといった意見がございました。

これらを踏まえた上で慎重に審査いたしました結果、本陳情につきましては不採択とすることに決定いたしました。

委員長報告は以上でございます。

○議長（長田 教雄君） これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑は3回までとし、1回目は登壇して行い、2回目以降は自席から行うことといたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） （登壇）22番、日本共産党の斉藤由美子です。

私は日本共産党を代表して、75歳以上の医療費窓口負担2割化に反対する陳情の不採択についての反対討論を行います。

委員長報告は不採択です。安倍政権は、後期高齢者が支払う原則1割の医療費窓口負担に2割負担を導入し、負担を倍増させる方向で協議を進めております。国民の批判を抑えるため、2割負担になるのは一定以上所得者としていますが、これまでの社会保障改悪にも見られるように、今後段階的に負担増を進めていく突破口になるのは明らかです。

家計への圧迫が続く中、窓口負担を引き上げれば、必然的に受診を我慢する受診抑制が起こることは明らかです。それにより、病気の早期発見・早期治療が妨げられれば、結果として医療費の増大を招くことは日本医師会などが度々指摘をしております。窓口負担増は、お金のあるなしにかかわらず、全国民に必要な医療を保障する国民皆保険に反し、命を奪うことにもつながります。

先ほどの審査の中においては、地方自治体が出すのか、あるいは広域連合が出すのか、既に出しているのか、これから出されるのか、そのような審査が行われましたが、これは陳情を提出した趣旨に背くことだと考えます。誰が出そうが、どこから出そうが、その2割負担に反対するというところに賛同するのであれば、この広域連合においてもしっかりとその意図を酌み、切実な市民の声としてきっちりと国に対して2割負担を回避するよう求めるべきだと考えます。憲法25条に基づく社会保障は国の責任であり、このような窓口負担は行うべきではありません。

以上の理由から、75歳以上の医療費窓口負担2割化に反対する陳情の不採択に対して、反対をいたします。

○議長（長田 教雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） 以上で討論を終結し、これより採決いたします。

陳情第1号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（長田 教雄君） 起立多数であります。着席してください。よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

---

#### 日程第5 一般質問

○議長（長田 教雄君） 次に参ります。日程第5、これより一般質問に入ります。

質問は、発言通告がありますので、お手元に配付の質問順位表により、これを許します。

なお、1回目は登壇して行い、2回目以降は自席から行うことといたします。

22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） （登壇）22番、日本共産党の斉藤由美子です。

それでは、通告に従いまして、高齢者の実態把握を中心に3項目の質問をさせていただきます。

1項目目は、軽減特例についてです。軽減特例廃止の影響と対策についてお伺いいたします。

近年高齢者からは、実質年金は減り続けているのに、消費税増税や医療・介護の負担増、物価上昇などによる家計圧迫が深刻であるという悲鳴が上がっております。これまでの後期高齢者医療の軽減特例廃止によって負担増となり、今後地方自治体は、高齢者に命を守る医療が行き届いているかどうか、憲法25条に基づいた生活が可能な状況にあるかどうか、それらをいかに守っていくかが重要な責務となります。

均等割の特例廃止に当たって国は、低所得者に配慮し、介護保険料の軽減拡充や年金生活者支援給付金の支給など、急激な負担増とならないようきめ細かな激減緩和措置を講ずるとし、この広域連合議会でも同様の答弁がなされてまいりました。

しかしながら、無年金者、あるいは課税世帯との同居により年金生活者支援給付金の対象外となった世帯は少なくなく、給付金の額も格差があり、実態は負担軽減措置が担保されているとは言えません。これらの特例が廃止され、生活に影響を及ぼしている方々が私は複数おられるのではないかと感じています。

そこで質問いたしますが、生活状況を把握し、各自治体のケースワーカーなどにつなぐなど、生活実態に応じた対応が行われているかどうかお聞かせください。

○議長（長田 教雄君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋 芳江君） 斉藤議員の軽減特例廃止の影響についての御質問にお答えします。

実際の生活状況を把握し、実態に応じた対応が行われているかについてですが、高齢者の医療の確保に関する法律第104条において、保険料の徴収は市町村が行うことと定められております。各市町村の徴収担当が高齢者と接する中で状況を把握していくこととなりますが、これまで後期高齢者の保険料の滞納を理由としてケースワーカーにつないだという報告は、今のところ当広域連合では受けておりません。

また、保険料の納付相談などにつきましては、当広域連合が開催いたしております徴収部会など

を参考にしながら、丁寧な説明を心掛けるとともに相手の立場に寄り添った適切な対応を行っている  
と認識いたしております。

○議長（長田 教雄君） 22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） 保険料の徴収は市町村で行うというのは、当然私も分かっております  
けれども、この広域連合は、75歳以上の方々の医療がしっかりと保障されているのかどうか、その  
ことにきちんとした関心を持ち、そしてそれを守っていくという、それが責務であろうかというふ  
うに思います。

先ほど軽減特例廃止の影響をお伺いしましたが、これまでこの議会の中で、私ども日本共  
産党がこの軽減措置の廃止について、ずっとそれに反対し、これは問題だということを指摘してま  
いりました。そのときの答弁がやはり、この介護保険料の軽減拡充、それから年金生活者支援給付  
金ということがあるのではというような答弁がなされてきたと思います。

そこで、1点再質問させていただきますが、9割軽減の方々あるいは8.5割軽減の方々に、この  
年金生活者支援給付金から外れている方がいるという、そのような認識はありますでしょうか。

○議長（長田 教雄君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋 芳江君） 今、介護保険料軽減拡大と年金生活者支援給付金と、それから外れ  
ている方ということで御質問がありましたけれども、特にこの軽減特例のお話に限定させていただ  
きます。

9割軽減を受けておられる方につきましては、介護保険料の軽減拡大によりまして十分補填をさ  
れていると認識いたしております。ただし、8.5割軽減につきましては、年金生活者支援給付金は  
ほとんど受け取ることができない方が確かにおられます。しかし、8.5割軽減の方といたしますと、  
その差が1.5割分になりますので、介護保険料の軽減拡大により半分以上が補填をされると認識い  
たしております。特に県内におきましては、年間に3千円から4千円の負担が増えるということにな  
りますので、受診抑制とかそういうことに影響はあまりないと認識いたしております。

以上です。

○議長（長田 教雄君） 22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） 確かに、年金から引かれるのはこの後期高齢者医療の保険料だけでは  
ないわけです。それだけで負担が、影響が及ぼされているかということ、そうではないかもしれませ  
んけれども、先ほど指摘したとおり、これまで年金はどんどん下がっていて、物価上昇でいろいろ  
な家計、お家で生活費が掛かってくると。そういった高齢者の方々は、あらゆるものの負担が大き  
くなっているという中で、この医療費の負担というのはなくてはならないものであって、この負担  
が特別影響を及ぼしているとは思わないという認識では、私はやはり問題があるのではないかと思  
います。

軽減枠の拡大は重要で、今回条例改正も行われましたけれども、説明を受けましたら、2割軽減  
から5割軽減になる方が429人増え、軽減なしから2割軽減になる方が234人増えるというふうにお  
伺いしました。こういった軽減を広げる取組はもちろん必要だとは思いますが、これまで所得割それ  
から均等割の負担増が続けられてきた、あるいは医療費においては、入院のお食事代だとか、大  
病院での紹介状なしの手数料が上がったとか、医療に係る負担が様々に重くなっているというこ  
とを重く受け止めなければならないのではないかと思います。その点を指摘しておきたいと思  
います。

では、2項目目の質問に移ります。

保険料の滞納についてお聞きいたします。滞納者への対応についてです。

令和元年度の短期被保険者証の交付状況をお聞きいたしました。6月14日締め各市町村判定決定数は全県で328、12月25日時点での解除者数は149で、短期被保険者証の交付数は179と伺いました。滞納によって短期被保険者証になると、3か月ごとに更新することになりますけれども、生活や健康状態の確認はこれらの更新時に行っていると伺っております。

一方で、市町村にはこの短期被保険者証を受け取らないままの方がおられる、この点を注視する必要があるのではないかと考えます。実際に対応するのは、先ほどの答弁にもありましたとおり市町村ということになりますけれども、なぜ受け取っていらっしゃらないのか、実際は取りに来ることすらできない状況にあるのではないかと、そういったことをやはり把握することが今後の制度の課題を知る上で重要なことではないかと考えます。

そこでお聞きしますが、短期被保険者証を受け取っていない方は全県でどの程度おられるか把握をされていますでしょうか、お聞かせください。

○議長（長田 教雄君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋 芳江君） 短期被保険者証を受け取っていない方につきましては、昨年12月末現在で63名となっております。

未更新の主な理由といたしましては、最も多いのが所在不明者で約40%に上るほか、更新期間に市町村不在、把握しているが接触できなかった、あるいは、接触はできたが被保険者証の受取拒否をされたという内訳となっております。

以上です。

○議長（長田 教雄君） 22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） このような実態は、もう所在不明だからということになってしまいがちですけれども、主な理由はというふうに先ほどおっしゃいました。主な理由なんです。細かく見ていけば、いろいろ私どもも滞納の相談を受けますけれども、恐らく滞納によって市役所に行くことすらできない、怖くてできない、払うことができないのが分かっているということができないというような声を耳にすることがあります。やはりこれらの実態をしっかりと捉えていくことが必要ではないかと思えます。

大分市では、179人のうちに43名が短期被保険者証になっていますが、そのうち取りに来ていない方が29名おられると聞いております。やはり渡っていない。全部が全部、所在が分からないのではなく、拒否をしていらっしゃる方がなぜ拒否をしていらっしゃるのか、それらをしっかりと把握して、保険証を手元に置いていただくというのは必要なことではないかと思えます。

その点の役割を果たすべきではないかと思えますが、今後保険証を十分に、短期被保険者証であっても、今後持っていらっしゃらない方を減らしていくという、そういった認識はありますでしょうか。

○議長（長田 教雄君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋 芳江君） 認識はいたしておまして、市町村と連絡を密にとって、不明者でありますとか、受取拒否、そして更新時に市町村の中にいらっしゃらない方につきましては、そのたびに市町村の方が中心となり、その方と接触を試みて、そしてどうしてもという場合はやむを得ないという結果となっております。

これまでも未更新の方につきましては、それぞれの市町村におきまして対応してまいりました。今後につきましても未更新の方が少しでも少なく、そして未更新の期間が短くなりますよう努力を

してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田 教雄君） 22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） ありがとうございます。やはりどういった方々が受取を拒否していて、そしてどういった働きかけをすれば受け取っていただけたのかというようなこともぜひケース会議等を行って、市町村の中でどのような状況で各市町村が努力をしているか、そのこともぜひ把握をしていただければと思います。

今回質問はしておりませんが、やはり減免の運用ですね。減免をしていくということです。災害時等の対応はあっても、特別な事情がある方に関しての減免というのがやはりなかなか進んでいないというふうに思われますので、滞納にならないための努力もぜひしていただきたいと思えます。

それでは、3項目目に移ります。

公聴事業について、生活実態の把握についてお伺いをいたします。

現在広域連合においては、公聴事業として懇話会が行われております。議事録を見せていただきました。主に制度の取組について協議が行われているようでありますが、この議会においても同様ですが、このような場所に、私は先ほどからお話ししているような市町村の実態、様々な困難な方々の実態を、情報として提供すべきではないかと思えます。

これまで、先ほども申し上げましたが、入院給食費の値上げ、大病院での紹介状なしの負担金の増加など、その他の負担も増え、今後は病床数の削減や病院の統廃合など国による大きな変革が進められようとしております。高齢者においては、免許の返納や交通網の減少による通院への影響など少しずつ耳にするような機会も増えております。

このような中、これから医療体制がどのように変わり、高齢者の受診に支障が生じていないかなど、制度改変や地域の医療体制の変化を注視する必要があるのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。今後、医療と介護の一体的な取組が予定される中、こうした高齢者の状況を知るために何らかの形でそれらの把握を行うべきと考えておりますけれども、その点についての見解をお聞かせください。

○議長（長田 教雄君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋 芳江君） 先ほどお話にもありました懇話会ですが、現在、公聴の取組につきまして、被保険者等から広く意見を聴く場として、被保険者の代表となります大分県老人クラブ連合会や大分県医師会、医療保険者、大分県看護協会などの各団体から推薦された委員を構成員とする大分県後期高齢者医療広域連合懇話会を設置しているところです。

また今後は、医療保険者として重要課題となります医療費適正化の推進を図るため、来年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に本格的に着手いたしますことから、その担い手となります市町村や医療専門職との情報共有を行うとともに、通いの場における高齢者の実態を把握してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田 教雄君） 22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） 今後、やはり医療と介護の一体的な取組ということで、各地域で行われているサロンというようなものが重要な取組になってくると思います。広域連合は非常に広い意味での団体、固まりですので、細かい所にまでなかなか目が行かないかもしれませんが、やはり地

域性がある、それぞれに特色がある、そしてその中でどのような取組が行われているのか、医療から介護に移るといことも考えられますので、やはり介護保険と一体的に把握をすることは重要なことだと思います。

地域のサロンは、民生委員児童委員さん、それから自治委員さん等々が様々に把握をしておられると思いますが、地域の中では、私もこの間地元のサロンに行きましたら、民生委員さんに大変お世話になっていると、ひとり暮らしの男性の方がおっしゃっていました。そういった取組等もしっかりと紹介をしていただいでですね。

もちろん老人クラブ代表の方は入っておられますが、やはりどうしても一つの市町村からお一人の代表者が入っているということになると、全県を通じての特色はなかなか見にくいとか、見えにくいのではないかと思います。そういった意味ではアンケート等を行うとか、いろいろな機会に出かけて行って状況を把握することも必要ではなかろうかと思しますので、その点をぜひ今後検討していただきたいと思ひます。これを強く要望しておきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（長田 教雄君） 以上で一般質問を終了いたします。

---

#### 日程第6 会議録署名議員の指名

○議長（長田 教雄君） 次に参ります。日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、4番、小野仁議員、12番、塩崎雄司議員、以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願ひたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

---

#### 閉 会

○議長（長田 教雄君） 以上で、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は、これをもって閉会いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） 御異議なしと認めます。よって、令和2年第1回定例会は、これをもって閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時30分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

令和2年2月13日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 長 田 教 雄

署名議員 小 野 仁

署名議員 塩 崎 雄 司